

ポイントカードの利用と課税区分 [Profession Journal No. 2 (2013年1月17日)に掲載]

税理士 飯田 聡一郎

1 領収書に見るポイントの課税関係

大手家電量販店や各種コンビニエンスストアにおいて、ポイントカードの利用が一般的となっています。

ポイントカードを利用した場合の領収書を確認してみると、いくつかの種類があり、実際に手元にある領収書で確認したところ、下記の2パターンを確認することができました。

Aパターン		Bパターン	
<u>領 収 書</u>		<u>領 収 書</u>	
合計	¥1,050	合計	¥1,050
(うち消費税額等	¥50)	(うち消費税額等	¥50)
ポイント利用額	¥-100	ポイント利用額	¥-100
		(うち消費税額等	¥-4)
現金領収額	¥950	現金領収額	¥950
お預かり	¥1,000	お預かり	¥1,000
おつり	¥50	おつり	¥50

上記領収書Aパターン及びBパターンは共に、税込で1,050円の商品を購入して、ポイントを100ポイント利用し、実際には支払額は950円というケースを表しています。

しかし、領収書を注意深くみると、Aパターンでは消費税額等が50円であり、Bパターンではいったん50円の消費税額等を計上した後、対価の返還処理により4円を控除しているため、消費税額等は46円になります。

同じ商品を購入し、同じくポイントを利用して950円を支払っているにもかかわらず、購入者側では課税仕入の金額が異なり、販売者側では課税売上高として異なった金額でカウントしていることとなります。

日本全国で、ポイントを使った販売は相当な規模で行われており、複数の処理が存在することは、納税者にとっても大きなリスクとなります。

そこで本稿は、ポイントを利用した場合の消費税の処理について、理論的にどうあるべきかについて検討を加えることとします。

2 公表されているポイントの処理についての検討

ポイントに関する処理について詳述した文献は、本稿執筆時現在、筆者が探した範囲では見つかりませんでした。

また、インターネットで「ポイント」と「消費税」をキーワードに検索を行うと、国税庁のホームページから平成20年6月20日付の『税大論叢（第58号）』に掲載された高安満税務大学校教授による「マイレージサービスに代表されるポイント制に係る税務上の取扱い—法人税・消費税の取扱いを中心に—」という論文を確認することができます。

同論文では、ポイント利用に係る消費税法上の取扱いについて、下記のような結論としています。

現在のポイントは色々な性格が混在しているため、その発生、流通、利用等の各取引時点における対価性（無償取引）の有無とその取引の性格から、ポイントの課否判定をすべきと考える。そして、擬似貨幣と考えられる企業通貨としてのポイントを、そのある位置（形態）から検討すると、次のような取扱いが相当と考えられる。

- ① ポイントの発生、発行、付与時は不課税
- ② ポイントの流通（企業間、消費者間、消費者と媒介業者間）では、交換、売買ともに非課税（企業間での新規発行はの不課税と同取扱い）
- ③ ポイントの利用（消費者と発行企業（提携企業を含む）間）では、
 - ・ 景品交換は不課税（景品の仕入れは課税取引）
 - ・ 商品券交換は不課税（商品券利用時は課税取引）
 - ・ 電子マネー交換は不課税（電子マネー利用時は課税取引）
 - ・ 現金交換（キャッシュバック）は課税（対価の返還）（提携企業の場合は不課税）
 - ・ 値引割引（支払代金の控除相殺）は不課税（差額支払金額の対価が課税取引）
- ④ ポイント利用に係る提携企業からの請求等は、
 - ・ 支払側は課税（販売促進費）
 - ・ 入金側は不課税
- ⑤ ポイントの期末残高は対象外

（注）上記引用文中の下線は筆者が付したものです。

高安満税務大学校教授の上記の論文においては、商品の引渡しの際に値引きした場合にはその値引きは不課税となり、かつ、ポイントカード発行会社からの値引き相当額の入金も不課税となる、としています。

このため、同論文によれば、領収書は、最初に紹介したAパターンでもBパターンでもなく、次のようなものとなると考えられます。

領 収 書	
合計	¥ 1,050
ポイント利用額	¥ -100
(うち消費税額等	¥ 45)
現金領収額	¥ 950
お預かり	¥ 1,000
おつり	¥ 50

同論文の差引支払金額の対価が課税取引となるという説明は、明らかにAパターンと異なる計算結果を導くことになります。

同論文では、ポイントシステムの原型はスタンプカードであるとしています。

トレーディングスタンプに関する内容については、消費税審理事例検索システムでは3件の応答事例が見受けられました。しかし、現在、国税庁のホームページに公表されているのは商品券と引き替えた場合の取扱いについてのみで、それ以外については公表されていません。

トレーディングスタンプに関する質疑応答事例としては、大蔵財務協会の『平成23年度回答実例消費税質疑応答集』34ページに、次のようなものがあります。

スタンプ等発行業者等が、消費者等が所定の枚数を取りまとめて呈示したときに一定の商品の引渡し又は役務の提供を行うことを加盟店に委託している場合において、その回収されたスタンプ等の枚数に応じて支払われる一定の金額は、加盟店の課税売上に該当し、当該スタンプ等発行業者等の課税仕入に該当します。

仮に、トレーディングスタンプとポイントカードのポイントが同種のものであるということであれば、高安満税務大学校教授の上記の論文では、ポイント行使部分は行使された時点でも入金時点でも不課税として取り扱うとしているのに対し、上記質疑応答事例では、スタンプを換金した場合には加盟店の課税売上になるとしており、同種のものにつき、両者の結論が異なる、ということになります。

3 課税売上高についての検証

問題となるのは、商品を販売してポイント分を控除して代金を受け取った場合に、課税売上高がいくらになるのかという点です。

税抜きで1,000円の商品を販売して、ポイントを100円分控除した場合の課税売上高については、控除されたポイント相当分が、後日、確実に入金されるのであれば、課税売上高は1,000円と考えるのが正しいと考えられます。

例えば、クレジットカードで1,000円の商品を販売し、後日、クレジット手数料を控除した金額が入金されるような場合に、課税売上高が1,000円であることは明らかです。

商品1,000円の販売、收受すべき金額が税込1,050円で、950円は消費者から直接受け取り、100円相当分はポイントカード発行会社から入金されるという形をとるだけですから、課税売上高は1,000円と考えるのが自然です。

ただし、ポイントカードを独自に発行しているような場合には、そのポイントカードによる値引きは対価の返還と考えられます。

なぜなら、他の会社へポイント利用額の請求権が生ずるわけではなく、ポイント控除後の金額で受取額が確定するためです。

この場合には、ポイント付与時に対価の返還があったのか、あるいはポイント行使時に対価の返還があったのかという、別の論点が生ずることとなりますが、基本的にはポイントが行使された時点で、それ以前の販売に対する対価の返還があったと考えるのが理論的です。

4 結論

本稿を書くきっかけは、ポイントに関する消費税の取扱いが、実務で見過ごせないほど大きくなっているにもかかわらず、課税庁側の取扱いが見えないことにあります。

上記の高安満税務大学校教授の論文の結論は、ポイントそのものを厳密に類型化しないで、自己完結型のポイントの場合を想定していると考えられます。

ポイントを自己完結型のもものと提携型のものに区分すると、次のように取り扱うのが理論的です。

1) 自己完結型（自社が発行したポイントカードによるもの）

販売者側・・・ポイント控除後の金額で課税売上

購入者側・・・ポイント控除後の金額で課税仕入

2) 提携型（他社が発行したポイントカードによるもの）

販売者側・・・ポイント控除前の金額で課税売上

購入者側・・・ポイント控除後の金額で課税仕入

提携型のポイントについては、販売者側である加盟店は付与した時点で債務の確定、行使された時点で債権の確定が行われます。一方で、購入者側では行使するまで値引きが確定されないため、理論上は上記のような処理になると考えられます。

ただし、消費税の性格上、1つの取引の処理について非対称な状態が生じてしまうことは、中立性の観点から疑問が残ります。また、現在は仕入税額控除について帳簿による控除であるため採用可能ですが、将来、インボイス方式が採用された場合には問題が生ずることになります。

そこで、処理の対称性を考慮すると、次のように位置づける必要があります。

販売者側・・・ポイント控除後の金額で課税売上

購入者側・・・ポイント控除後の金額で課税仕入

この段階では、処理の対称性を維持するために、実際の支払額で処理せざるを得ません。

その上で、ポイント部分について、販売者とポイントカード発行会社との間で、①債権の譲渡と考えて非課税取引とする処理、②ポイント行使部分に対する助成と位置付けて対象外取引とする処理、③ポイントカード発行会社が加盟店のポイントを個別管理していることを条件に、ポイント付与時に預け金とし、行使時に預け金の戻りとする処理などが考えられます。

いずれに該当するかは、ポイントカード発行会社と加盟店との契約内容によって判断する必要があります。

3) ポイントが完全に支払手段としての性格を有する場合（電子マネー）

販売者側・・・ポイント控除前の金額－ポイント付与額で課税売上

購入者側・・・ポイント控除前の金額－ポイント付与額で課税仕入

仮に、ポイントが完全に支払手段としての性格を具備するのであれば、購入者側は、購入時に付与されたポイント分の対価の返還が実現されていると考えられ、取引の処理の対称性が保たれます。

4) 実務上の対応

現在、ポイントと呼ばれるものに複数の類型が存在しており、ポイントの処理として画一的な処理にはならないと考えるべきです。

自己完結型については、比較的シンプルで、上記の『税大論叢（第58号）』の論文の通りの処理で問題ないと考えられます。

しかし、携帯型で、理論上、処理が非対称となる場合は、レシート上の内容はあくまでもレジシステムとしての表示と割り切り、税法上の取扱いについては契約形態に応じて十分な検討を行うことが必要と考えられます。

(了)